

令和 8 年 9 月 16 日制定

日本赤十字豊田看護大学ハラスメント防止ガイドライン

（目的）

第 1

本ガイドラインは、学校法人日本赤十字学園ハラスメント等防止規程（以下、「学園防止規程」という。）及び日本赤十字豊田看護大学ハラスメント防止基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき、日本赤十字豊田看護大学（以下、「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び対応に関する具体的な運用方法を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2

本ガイドラインは、次の各号に掲げる本学構成員に適用する。

- (1) 学生（学部生・大学院生・研究生・科目等履修生・聴講生等）
- (2) 教職員（常勤、非常勤を含む）
- (3) 委託又は派遣契約等により大学の業務遂行に係わる者

（ハラスメントの定義及び類型）

第 3

ハラスメントとは、相手の意に反する言動により、人格又は尊厳を侵害し、教育・研究・就業又は学修環境を害する行為をいう。

2 主な類型は次のとおりとする。

(1) セクシュアルハラスメント

構成員の意図にかかわらず他の構成員を不快にさせる性的な言動等、及び性差を背景とする不適切な言動等（性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性だけでなく同性に行われる言動等も含む。）。

(2) アカデミックハラスメント

構成員が他の構成員に、就業上、修学上又は研究上の優位的地位又は権限若しくは教育指導上の立場を不当に利用して、教育・研究の場において行う不適切な言動等。

(3) パワーハラスメント

構成員が、就業上、修学上又は研究上の地位や優位性又は集団の力を利用して行う、他の構成員に対する不適切な言動等。

(4) 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント

構成員が他の構成員に、妊娠、出産、育児、介護又は育児休業若しくは介護休業等に関する制度又は措置の利用等を理由として行う不適切な言動等。

(5) その他これらに準ずる不適切な言動

(1) ～ (4) に掲げるハラスメントに準ずる言動等。

(構成員の責務)

第 4

すべての構成員は、基本方針を理解し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 学生及び教職員等はハラスメントに関する相談対応及び事実確認等について、第 7 に定める当該事案に関する事実関係を調査する委員会（以下、「調査委員会」という。）の調査に協力しなければならない。

(監督者の責務)

第 5

構成員を監督又は指導する立場にある者（以下「監督者」という。）は、監督又は指導する構成員に対し、次に掲げる事項に留意し、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

1 日常の業務を通じた指導等により、ハラスメントに関する注意喚起を行い、構成員の認識を深めなければならない。

2 構成員の言動に十分注意を払い、ハラスメント又はこれに起因する問題が生じないように配慮しなければならない。

(予防措置)

第 6

本学は、構成員に対してハラスメントの未然防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 定期的な研修の実施

(2) 啓発資料の配布

(3) 相談窓口及び相談員の周知

(相談体制・相談方法及び役割)

第 7

本学は、ハラスメントに関する相談に対応するため、事務局総務課に相談窓口を設置するとともに複数名の相談員を置く。

2 相談員は、構成員からの相談において、次の原則に基づき取り扱う。

(1) 相談者の意思の尊重

(2) 秘密保持の徹底

(3) 迅速かつ適切な対応

(4) 不利益取扱いの禁止

- 3 相談員への相談は電子メールや面談による相談を行う。
- 4 相談員の役割として、相談内容の聴取、相談者への助言、必要な支援を行うとともに、ハラスメント防止委員会への報告を行う。

(調査手続)

第 8

ハラスメント防止委員会は相談員からの報告を受け、必要と認める場合は、学園防止規程第 12 条に則り、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は次の事項を行う。

- (1) 相談者からの事情聴取を公正・中立な立場で実施をする。
 - (2) 当該事案関係者への適切な聴取をする。
 - (3) 事実関係の整理をする。
 - (4) 当事者双方への弁明の機会の付与や客観的証拠の収集をする。
 - (5) 調査結果を取りまとめハラスメント防止委員会へ報告をする。
- 3 ハラスメント防止委員会は調査委員会からの調査結果を精査し、学長へ報告する。
- 4 学長は自らが当該対象事案に関係する場合、理事長は当該事案の処理に限り学長に代わりその職務を代行する者を指名するものとする。

(認定及び措置)

第 9

学長は調査の結果、ハラスメントを行なった事実が認定された場合は、次の措置を講ずる。

- (1) ハラスメントの被害者への必要な救済措置
- (2) ハラスメントの加害者については、教職員は就業規則等、学生は学則または学生懲戒規程の定めるところにより懲戒等の所定の手続を行う。
- (3) 再発防止策の実施

(不利益取扱いの禁止)

第 10

構成員はハラスメントに関する苦情相談、当該苦情相談にかかる事実関係の確認等の調査協力を理由として、その者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(再発防止及び改善措置)

第 11

本学は、再発防止のため、必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 原因分析

(2) 組織体制の見直し

(3) 研修の強化

(4) 規程の改善

(記録及び管理)

第 12

相談及び調査に関する記録は、適切に保存し、厳重に管理する。